

# ストック・オプションの注記 見直し

制度調査部  
吉井 一洋

5月1日前に付与したものは公正価値の開示不要

## 【要約】

2006年5月30日、企業会計基準委員会（ASBJ）は、「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」を改正した。

改正前の適用指針では、会社法施行日（2006年5月1日）前に付与されたストック・オプションについて、費用計上は義務付けられないものの、公正価値（単価）を開示しなければならないようにも解釈できた。

改正後の適用指針では、会社法施行日（2006年5月1日）前に付与されたストック・オプションは公正価値（単価）の開示も求められない旨を明確にした。

2006年5月30日、企業会計基準委員会（ASBJ）は、「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」を改正した。

2005年12月に設定された「ストック・オプション等に関する会計基準」及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」では、会社法の施行日である2006年5月1日以後に付与されたストック・オプションについて費用計上を義務付けている。それと共に、一定の事項の注記による開示を義務付けている。

具体的には、次ページの表1で挙げた事項を注記により開示するよう義務付けている。4月25日に改正された財務諸表等規則、連結財務諸表規則でも、同様の内容の注記を義務付けている。ただし中間連結財務諸表又は中間財務諸表では、表1の(1)の事項、およびその中間会計期間中にストック・オプションを付与した場合に限り、表1の(2)の事項（を除く）について注記することとしている（重要でないと認められる場合は省略可能）。

これらの注記は、会社法施行日の2006年5月1日以後に付与されたストック・オプションから義務付けられる。ただし、2006年5月1日より前に付与されたストック・オプションでも、「(2) 各会計期間において存在したストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」については、注記を求めている。

(2)の事項の中には、「付与日における公正な評価単価」が含まれている。そのため、2006年5月1日より前に付与されたストック・オプションについても、「付与日における公正な評価単価」を開示しなければならないのか、財務諸表作成者から疑問が示されていた。

今回の適用指針の改正により、「付与日における公正な評価単価」を開示するのは、あくまで2006年5月1日以後に付与されたストック・オプションであり、2006年5月1日より前に付与されたストック・オプションは開示対象外である旨が明らかにされた。



表1 スtock・オプションに関する注記事項

- (1) 本会計基準の適用による財務諸表への影響額  
 サービスを取得した場合（ストック・オプションの付与はこれに該当）  
 ：当該会計期間において計上した費用の額とその科目名称  
 財貨を取得した場合：その取引による当初の資産計上額（又は費用計上額）と科目名称  
 権利不行使による失効：利益として計上した額
- (2) 各会計期間において存在したストック・オプションの内容、規模及びその変動状況  
 具体的な記載内容は次のとおりである。  
 付与対象者の区分（役員、従業員などの別）及び人数  
 スtock・オプションの数  
 ・付与数 ・権利不確定による失効数 ・権利確定数 ・権利未確定数 ・権利行使数  
 ・権利不行使による失効数 ・権利確定後の未行使残数  
 付与日  
 権利確定条件（付されていない場合はその旨）  
 対象勤務期間（定めが無い場合はその旨）  
 権利行使期間  
 権利行使価格  
 付与日における公正な評価単価  
 権利行使時の株価の平均値（当該会計期間中に権利行使されたものを対象とする）
- 原則は契約単位で記載するが、付与対象者の区分、権利確定の条件の内容、対象勤務期間や権利行使期間の長さが概ね類似しているものは、複数の契約を集約して記載することもできる。上場前に付与したストック・オプションと上場後に付与したストック・オプション、権利行使価格の設定方法が著しく異なるストック・オプションは集約して記載することはできない。
- (3) スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法  
 使用した算定技法 使用した主な基礎数値及びその見積方法
- (4) スtock・オプションの権利確定数の見積もり方法  
 ：勤務条件や業績条件の不達成による失効数の見積方法
- (5) スtock・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合には、当該ストック・オプションの各期末における本源的価値の合計額及び各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額・・・未公開企業の場合
- (6) スtock・オプションの条件変更の状況
- (7) 自社株式オプション又は自社の株式に対価性がない場合には、その旨及びそのように判断した根拠